

矢巾町上下水道課

2021（令和3）年度 水質検査計画



水道やはばキャラクター 「じゃじゃっとくん」

「水道やはば」ホームページ(<https://suidou.town.yahaba.iwate.jp>)では、
★じゃじゃっとくんの節水大作戦★を掲載しています。

水質基準に適合した安全な水を供給することは水道事業の大切な使命です。矢巾町では水源から浄水場、各配水区末端の給水栓にいたるまで水質検査を行い、水質の監視・管理を行っています。

[水質検査計画の内容]

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の状況及び水質管理上の留意点
- 4 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度
- 5 水質検査の方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び結果の公表
- 8 水質検査計画の見直し
- 9 水質検査の精度と信頼性の確保
- 10 関係者との連携

1 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場の配水系統を代表する蛇口（浄水）に加え、各水源（原水）、浄水場のろ過水及び排水で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、これまでの検出状況、水源の状況、浄水処理方法などを考慮して定めます。水質基準項目については、これまでの検出状況により検査回数を省略できる項目であっても年1回は検査を行います。
- (4) 毎日検査項目の水質検査は自己検査とし、それ以外の定期及び臨時の水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水区域	矢巾町(太田地区除く。)及び紫波町高水寺地区。
給水人口	26,522 (人)
給水世帯数	10,409 (世帯)
給水普及率	96.61 (%)
1日最大配水量	9,608 (m3)
1日平均配水量	8,335 (m3)

(令和元年度末時点・実績)

(2) 浄水場・水源の名称、水源の種別及び浄水処理方法

浄水場・水源の名称	水源の種別	浄水能力	浄水処理方法	使用薬剤
東部浄水場 (矢巾町大字高田地内)	浅井戸(東部1・2号) 深井戸(東部5～7号)	5,800m3/日	急速ろ過・塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
東部配水場 (矢巾町大字藤沢地内)	深井戸(東部8号)	1,000m3/日	急速ろ過・塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム
西部浄水場 (矢巾町大字煙山地内)	深井戸 (西部1～3号・5～6号) 湧水 (矢巾温泉旧源泉)	8,710m3/日	急速ろ過・塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム

3 原水及び浄水の状況及び水質管理上の留意点

過去の水質検査結果をもとに、原水及び浄水の水質状況、水質管理上の留意項目を以下に示します。浄水場ではその留意項目をふまえて、適正な浄水処理を行い、安全で良質な水の供給を図ります。

(1) 原水

水源	要注意事項	水質管理上の留意項目
浅井戸 (東部1・2号)	・肥料等による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・病原性微生物による感染症	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・農薬類 ・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム
深井戸 (東部5～8号) (西部1～3号、5・6号)	・地質由来の鉄・マンガン ・病原性微生物による感染症	・鉄、マンガン ・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム
湧水 (矢巾温泉旧源泉)	・地質由来のpH値の高(弱アルカリ性傾向) ・病原性微生物による感染症	・pH ・一般細菌 ・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム

(2) 浄水

水源	要注意事項	水質管理上の留意項目
東部浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料等による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)によるアルミニウム ・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物 ・給水区域末端での残留塩素 	<ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・アルミニウム ・消毒副生成物 ・残留塩素
東部配水場	<ul style="list-style-type: none"> ・凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)によるアルミニウム ・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物 ・給水区域末端での残留塩素 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム ・消毒副生成物 ・残留塩素
西部浄水場	<ul style="list-style-type: none"> ・凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)によるアルミニウム ・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物 ・給水区域末端での残留塩素 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム ・消毒副生成物 ・残留塩素

4 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度

矢巾町では、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理上必要と判断した項目（水質管理目標設定項目、その他の項目）について検査を行います。

毎日検査項目は、給水栓で毎日検査を行うことが法令で義務付けられている項目で、色・濁り・残留塩素の3項目について検査します。

水質基準項目(※1)は、基準値に適合した水を給水することが法令で義務付けられている項目で、各給水区域内からピックアップした地点で検査を行います。過去3年間の検査結果によっては検査を省略することができる項目もありますが、昨年に西部3号取水井の改修、東部7号取水井の築造により、浄水に関する全51項目について省略なしで検査を行います。

水質管理目標設定項目(※2)は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。法令で検査を義務付けられた項目ではないことから、特に必要があると考えられる8項目をピックアップし検査を行います。

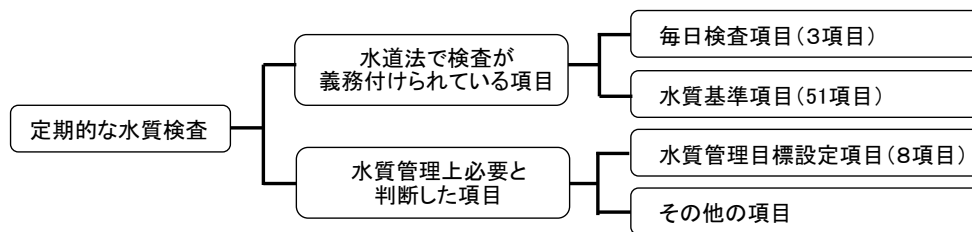
その他の項目は、情報や知見の収集が水質管理上必要であると判断した項目について検査を行います。矢巾町では水源の水質状況を確認するために、原水について検査を行うほか、浄水過程を確認するためにろ過水の検査を、さらに排水基準を確認するために排水の検査を行います。

水質検査の項目、検体の種別、検査地点および検査頻度については別表1のとおりとなります。

3

※1: 水質基準項目は、平成15年の「水質基準に関する省令」の改正（平成16年4月施行）にて定められたものです。毎年、項目及び基準値の見直しが検討され、現在51項目となっています。

※2: 水質管理目標設定項目は、厚生労働省の通知により定められたものです。水質基準項目同様に毎年、項目及び基準値の見直しが検討され、現在27(R2.4.1施行)項目（農薬類含む。）となっています。本町では水源水質に影響が出る可能性があると考えられる8項目を検査しています。



別表1 水質検査の項目、検体、検査地点および検査頻度

項目	種別	検査地点	検査頻度
毎日検査項目（3項目）	浄水	・東部浄水場、東部配水場、西部浄水場の給水栓 ・給水3系統（東部・西部高区・西部低区） 末端区域内の水質検査モニター世帯 ※3	1日1回以上
水質基準項目（51項目）	浄水	・給水3系統の各公民館の給水栓 東部…矢巾1区公民館 西部高区…南昌公民館 西部低区…南矢幅公民館	項目により、月1回または3か月に1回、もしくは年4回 ※ 別表2のとおり
水質管理目標設定項目（8項目）	原水	・東部1、2号取水井（農薬類） ・給水3系統の各公民館の給水栓 東部…矢巾1区公民館 西部高区…南昌公民館 西部低区…南矢幅公民館	項目により、年1回または3か月に1回 ※ 別表3のとおり
	浄水		
その他の項目	原水	・全水源 東部1～2号、5～8号取水井 西部1～3号、5～6号取水井 西部矢巾温泉旧源泉	項目により、月1回または3か月に1回、もしくは年1回 ※ 別表4のとおり
	ろ過水	・東部浄水場、東部配水場、西部浄水場のろ過池 ※浄水過程調査のため、ろ過前とろ過後の水を検査します。	項目により、月1回または3か月に1回、もしくは4か月に1回 ※ 別表4のとおり
	排水	・東部浄水場の排水出口 ・西部浄水場の排水池 ※排水基準の検査。	6か月に1回 ※ 別表4のとおり

※3: 給水3系統の末端区域に住む住民と水質検査モニター契約をし、残留塩素について毎日検査を行っています。

< 今回の水質基準等の改正内容 >

令和3年度の水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の基準値、目標値の変更はまだ公表されていません。変更があった場合はその基準に合わせて検査回数等を変更します。

< 水道水における放射性物質の取扱いについて >

東日本大震災による東京電力福島第一原発事故に伴い放射性物質が放出され、事故直後には各地の水道水から放射性ヨウ素、放射性セシウムなどの放射性物質が検出されました。

矢巾町の水道水についても、事故直後には町民の皆様から多数の問い合わせを頂きましたが、矢巾町は水源の大部分が深井戸のため、放射性物質の影響を受けにくく、これまでの検査結果では一切検出されていない状況にあります。

しかし、東京電力福島第一原発事故が未だに収束していないことから、今後もその状況を注意深く見守るとともに、必要に応じて、厚生労働省の指針に基づいた検査を実施し、町民の皆様へ安全・安心な水道水を供給できるよう努めてまいります。

別表2 水質基準項目（法令に基づく水質検査）

【東部系 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.67		1回/月	12	1回/月	12	○
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.17		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
13	ホウ素及びその化合物	1	0.3		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
20	ベンゼン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
21	塩素酸	0.6	0.13		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.011		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.021		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
32	亜鉛及びその化合物	1	0.007		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
35	銅及びその化合物	1	0.02		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200	21.8		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
38	塩化物イオン	200	15.0		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	79		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
40	蒸発残留物	500	180		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001		7回/年	7	7回/年	7	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001		7回/年	7	7回/年	7	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
45	フェノール類	0.005	<0.0005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
46	有機物(TOC)	3	0.9		1回/月	12	1回/月	12	○
47	pH値	5.8~8.6	7.1		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	<0.5		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。過去3年間の検査結果で、基準値の20%を超えた項目が主な対象となります。

【西部系高区 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	0		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	<0.05		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
20	ベンゼン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
21	塩素酸	0.6	0.10		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.011		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.015		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.007		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
35	銅及びその化合物	1	<0.01		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200	14.8		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
38	塩化物イオン	200	6.8		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	41		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
40	蒸発残留物	500	131		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001		7回/年	7	7回/年	7	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001		7回/年	7	7回/年	7	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
45	フェノール類	0.005	<0.0005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
46	有機物(TOC)	3	0.5		1回/月	12	1回/月	12	
47	pH値	5.8~8.6	7.8		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	<0.5		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。過去3年間の検査結果で、基準値の20%を超えた項目が主な対象となります。

【西部系低区 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	0		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
10	シア化物イオン及び塩化シア	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	<0.05		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.13		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
20	ベンゼン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
21	塩素酸	0.6	0.1		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.010		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.012		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.006		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
35	銅及びその化合物	1	<0.01		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200	15		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
38	塩化物イオン	200	6.8		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	40		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
40	蒸発残留物	500	131		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001		7回/年	7	7回/年	7	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001		7回/年	7	7回/年	7	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
45	フェノール類	0.005	<0.0005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
46	有機物(TOC)	3.0	0.5		1回/月	12	1回/月	12	
47	pH値	5.8~8.6	7.8		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	<0.5		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。過去3年間の検査結果で、基準値の20%を超えた項目が主な対象となります。

別表3 水質管理目標設定項目

【給水3系統 浄水】※農薬類のみ原水（東部1、2号取水井）

項番	項目	目標値 (mg/L以下)	検査計画		備考
			頻度	回数	
1	アンチモン及びその化合物	0.02			無機物/重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)			
3	ニッケル及びその化合物	0.02			
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1回/年	1	一般有機物
8	トルエン	0.4			
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08			
10	亜塩素酸	0.6	※1	※1	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6	※1	※1	
13	ジクロロアセトリル	0.01(暫定)	1回/年	1	
14	抱水クロラール	0.02(暫定)	1回/年	1	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	※2	※2	農薬
16	残留塩素	1	※3	※3	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	※3	※3	味
18	マンガン及びその化合物	0.01	※3	※3	着色
19	遊離炭酸 ※4	20	1回/年	1	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3			臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02			一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ※4	3	※5	※5	味
23	臭気強度(TON) ※4	3	1回/年	1	臭気
24	蒸発残留物	30~200	※3	※3	味
25	濁度	1度以下	※3	※3	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	※3	※3	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年	1	腐食
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	1回/年	1	水道施設健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	1回/年	1	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	※3	※3	着色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として0.0005mg/L以下(暫定)			一般有機物

(備考) 項番4、6、7、11番は改定により削除され欠番となっています。

- ※1 二酸化塩素による消毒をしていないため、検査は実施しません。
- ※2 農薬類の汚染の可能性がある原水(浅井戸)にて検査を実施します。
- ※3 水質基準項目で重複しており、代替できるため省略します。
- ※4 1984年に当時の厚生省(現・厚生労働省)発足のおいしい水研究会が発表した「おいしい水の要件」項目です。
- ※5 「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」は有機物の指標ではありますが、水質基準項目である「有機物(TOC)」の値の方が精度が優れていることから、「おいしい水の要件」にはこちらの値を使用します。

(参考) おいしい水の要件

項目	目標値
蒸発残留物	30~200 mg/L
硬度	10~100 mg/L
遊離炭酸	3~30 mg/L
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下
臭気強度	3 以下
残留塩素	0.4 mg/L以下
水温	20 °C以下

1984年「おいしい水研究会」

→ 有機物(TOC) 【目標値】3mg/L以下

有機物(TOC)の目標値は、東京都水道局及び横浜市水道局で取り組んでいるおいしさの目標値を参考にしました。

別表4 その他の項目

【全水源 原水】

項目	浅井戸(東部1・2号)			深井戸(東部5~8号/西部全て)			湧水(西部矢巾温泉旧源泉)			
	検査頻度	検査回数	監視項目 ※5	検査頻度	検査回数	監視項目 ※5	検査頻度	検査回数	監視項目 ※5	
水質基準項目 ※1	一般細菌	1回/年	1	○	1回/年	1		1回/年	1	○
	大腸菌	1回/2か月	6	○	1回/3か月	4	○	1回/2か月	6	○
	カドミウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	水銀及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	セレン及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	鉛及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	ヒ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	六価クロム化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	亜硝酸態窒素	1回/3か月	4		1回/年	1		1回/年	1	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/月	12	○	1回/年	1		1回/年	1	
	フッ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	ホウ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	四塩化炭素	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	1,4-ジオキサン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	ジクロロメタン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	テトラクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	トリクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	ベンゼン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	亜鉛及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	鉄及びその化合物	1回/年	1		1回/3か月	4	○	1回/年	1	
	銅及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	マンガン及びその化合物	1回/年	1		1回/3か月	4	○	1回/年	1	
	塩化物イオン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	蒸発残留物	1回/年	1	○	1回/年	1	○	1回/年	1	○
	陰イオン界面活性剤	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	ジオスミン	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	2-メチルインボルネオール	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	非イオン界面活性剤	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
フェノール類	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1		
有機物(TOC)	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1		
臭気	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1		
色度	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1		
濁度	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1		
水質管理目標設定項目	農薬類(20項目) ※2 アセフェート、イソキサチオン、イプロベンホス(IBP)、イミダクジン、エトフェンプロックス、カルプロバシト、キャプタン、クリホサート、クロタニル(TPN)、ジメエト、ダイアジン、トリクロピル、ピロキロン、フェントロオン(MEP)、フタミホス、プロベナゾール、ベンタゾン、ペンタメタリン、ベンフラカルブ、メタラキシル	1回/年	1	○	-	-		-	-	
クリプト対策 ※3	クリプトスピリジウム、ジアルジア	1回/年	1	○	1回/年	1	○	1回/年	1	○
	嫌気性芽胞菌	1回/2か月	6	○	1回/3か月	4	○	1回/2か月	6	○
データ集積項目 ※4	pH値	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	○
	アルカリ度	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	アンモニア態窒素	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	
	シリカ	1回/年	1		1回/年	1		1回/年	1	

- ※1 水質基準項目から消毒副生成物、pH及びび味を除いた38項目の検査を行います。
- ※2 浅井戸の周辺に農地が存在するため、水質管理目標設定項目の項目の1つである農薬類の検査を行います。
- ※3 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平成19年3月30日付健水第0330005号通知)に示された検査回数の一部を増やして耐塩素性病原生物対策を行います。
- ※4 浄水処理工程及びスケールの発生に影響を及ぼす項目のためのデータ集積を目的に検査を行います。
- ※5 過去の検査結果から、特に監視すべき項目です。水源の状況に注意を払う必要があります。

【ろ過前・ろ過後】

項 目	検 査 回 数			
	東部 既設系 (浅井戸)	東部 新設系 (深井戸)	西部 ろ過前	西部 ろ過後
アルミニウム及びその化合物	3	3	12	4
鉄及びその化合物	0	3	6	2
マンガン及びその化合物	0	3	6	2

※ ろ過池のろ材効果を調べるため検査します。

※ 検査頻度は検査場所により異なるため記載しません。

【排水】

項 目	西部浄水場		東部浄水場	
	頻度	回数	頻度	回数
水素イオン濃度 (pH)	1回/6か月	2	1回/6か月	2
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回/6か月	2	1回/6か月	2
浮遊物質 (SS)	1回/6か月	2	1回/6か月	2
大腸菌群数	1回/6か月	2	1回/6か月	2
窒素含有量 (T-N)	1回/6か月	2	1回/6か月	2
磷含有量 (T-P)	1回/6か月	2	1回/6か月	2

※ 排水基準に適合しているか調べるため検査します。

5 水質検査の方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他の項目に関しては、厚生労働省に登録されている民間の水道検査機関に委託して行います。採水、運搬及び検査は厚生労働省令に則った方法で行い、詳細な採水箇所、運搬経路等は委託契約時に協議します。

毎日検査項目に関しては検査方法が容易なことから、各浄水場で自己検査を行うとともに、給水3系統の末端区域の住民に委託して行います。

6 臨時の水質検査

次のような場合に臨時の水質検査を行います。

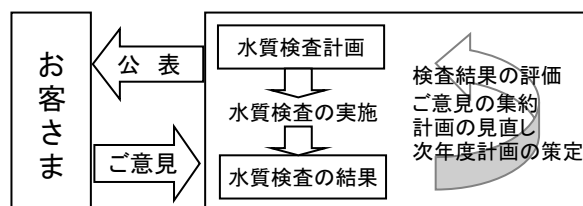
- ・水源水質の著しい悪化や、水源に異常があったとき。
- ・浄水処理の過程で異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・水道施設の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他必要があると認められるとき。

7 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定し、上下水道課で閲覧できるほか、水道やはばホームページにも掲載しています。また、この計画に基づき実施した浄水の検査結果についても、上記ホームページ等を通じて公表しています。

8 水質検査計画の見直し

各項目の検査結果を水質基準値と比較し評価するとともに、お客様のご意見やご要望を集約し、次年度の水質検査計画に反映させ、安全で安心な水道水の供給に努めます。



9 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査の精度及び信頼性の確保のため、検査の委託機関は、厚生労働省が所管する水道水質検査精度管理調査において、適正と評価された機関のみとします。

10 関係者との連携

水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、岩手県環境生活部県民くらしの安全課及び岩手県県央保健所等の関係機関との連絡を密にし、迅速な対策を講じるとともに、常に安全・安心で良質な水道水の供給に努めます。

この水質検査計画について、皆様のご意見をお寄せください。
今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

お問い合わせ 〒028-3692 矢巾町大字南矢幅13-123
および宛先 矢巾町上下水道課 上水道係

TEL 019-611-2567・2568 (ダイヤル)
FAX 019-697-3121